

いの町農業委員会議事録

日 時 令和4年10月31日(月) 14時00分～15時03分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 7名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	—
2	井上 繁利	出		森田 弘志	出
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
5	大原 美智子	出		山中 久光	—
6	和田 光正	出		氏原 憲明	—
7	池澤 秀幸	出		西野内 國廣	—
8	森田 健一	欠		日野 直宏	—
9	水田 亮	欠		中岡 弘明	—
10	刈谷 真幸	欠		山本 武巧	—
11	伊東 豊江	欠		水田 博章	欠
				山岡 孝志	欠

農業委員会事務局 3名

吾北分室	公文 奏瑠
本川分室	山内 靖之
書記	大川 智史

議 題

- 第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第49号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
第50号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について
第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

《開会の挨拶》

議 長 第48号議案農地法第3条の規定による許可申請については池澤委員に関係する案件ですので、池澤委員は退席をお願いいたします。

《池澤委員退席》

議 長 事務局から説明をお願いします

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

森 田 推進委員の森田です。説明の前に確認ですが別添 1 の 5 の経営面積は 70 a ではなく 80 a ではないですか？

事務局 誤りです。80 a に訂正してください。

森 田 10月26日に事務局と一緒に現地を確認しました。私の家の近所で、譲渡人がずっと昔から譲受人から借りて作っていまして周りは全部譲受人の田んぼです。ここだけが譲渡人の名義になっていて、売買で一筆にするものですので非常に作りやすくなると思われます。問題ないと思います。

議 長 第48号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第48号議案については許可したいと思えます。

《池澤委員着席》

議 長 続きまして第49号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

池 澤 農業委員の池澤です。受付76-1については山岡委員が欠席しておりますので私が代わりに説明します。場所はニュードライバー学院の北東の北浦地区でございます。借りられる方は農福連携事業の一環として事業をするとのことです。貸人の家の前には大体4,500㎡ほどの農地がありまして、その中の2,000㎡ほどを法人が作るようになります。そこは昔、貸人がハウスの中でマンゴーを作っていたしまして、今はハウスもマンゴーも除去して綺麗なサツマイモを作っておられます。赤土で排水も良く枝川の一等地でございます。地区の定例会でもこの農福連携事業のことは周知されております。何ら問題はないと思われます。

森 田 推進委員の森田です。受付76-2については、主に今までも葡萄をされていたそうで草も刈って綺麗なものです。お米を作っているところが七畝ほどありますが、ここはオクラを作るとのことです。機械も何もないようなのでしんどいのではないかと事務局とも話をしていたので

すが甥子さんがトラクターを持っていて、その方に打って貰うということで、それならば問題ないのではないかと思います。もう一か所の草の生えているところもオクラを作るそうで大変だとは思われますが荒れ地がなくなるのは良いことではないかと思います。問題はないのではないかとということで事務局とは話をさせていただきました。

井 上 農業委員の井上です。受付76-3について、現地確認は行っていないのですが譲受人は新規就農者として役場からも補助を受けている方で今までもこの農地を耕作されており自分も審査には入っていてきちんと他の場所でも耕作をされている方ですので問題はないと思われま

大 川 事務局大川です。この農地については先日推進委員の水田委員と現地を確認しまして写真のとおり生姜が植わっている状態です。

森 田 推進委員の森田です。受付76-4について説明します。写真にある通り一面葡萄で、先ほどと同じように下草を刈って綺麗な状態にしています。電気柵も引っ張ってありました。5反あるので中々一人でやるのはどうかなのかなとは思っているのですがやるということです。

大 川 事務局大川です。補足しておきますと池ノ内の案件は中山間直接支払の対象地だったところで今年度代表者の方がお亡くなりになりました。協定は娘さんが引き継いでおられるのですが、どうにも手が足りず、人にやって貰わなければならないということで、今回の申請が出てきております。

議 長 説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら適当であると答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申したいと思います。続きまして第50号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の報告が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら専決処分ですのでこれで終わりたいと思います。続きまして第51号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

森 田 推進委員の森田です。範囲が非常に広くて、まず沖田に点々と何カ所があり、ウッディの裏手に小さなハウス、それと北山の山の中を事務局

と一緒に見てきました。沖田は田んぼにしているところが多いです。それとハウスを撤去して草が生えているところがあります。山の方には生姜の作付けがあります。草が生えているところは草刈りをして農地の状態を保ってくださいをお願いをしているところでもあります。

池澤 適格者とはどのような方を指すのですか？

議長 その方が本当に農業をされているかを審査するものです。

大川 専業農家でなくても構わないのですが被相続人が亡くなったときから引き続いて農業をされている方が適格者ということになります。

池澤 この方は農業をしているんですか？

井上 していないわけではないですね。田んぼは全て自分で作っています。

大川 三年毎に現地確認をしていきますので、耕作をせず荒らしている状態であれば相続税は払わなければなりません。本人にも現地写真を見せながら対象地にする場所かどうかの確認は取っています。

筒井 農業を継続しなければならない期間はどの程度なんですか？

大川 20年ですね。転用したり売却したりすると税を払う必要があります。条件はありますが貸すことはできます。

議長 他にご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで証明することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしということで証明したいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 5 年 11 月 29 日

会長 北川善雄

署名委員 井上繁利

署名委員 筒井延代